

令和 7 年 5 月 29 日 公告

「市内一円LED幹線道路照明灯（ハイウェイ型）長期借入」

仕様書の一部に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤
仕様書 3 器具等の仕様 ・器具仕様および性能 (1) 適用基準・規格	器具およびランプ器具は、次の規格に適用するほか、本仕様書によるものとする。ただし、重複する場合は本仕様書を優先する。
9 器具の保守 (2)	受注者は、発注者から器具またはランプ器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式 5）を作成し、翌月の 10 日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
9 器具の保守 (8)	発注者と受注者の協議において、器具またはランプ器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。

訂正箇所	正
仕様書 3 器具等の仕様 ・器具仕様および性能 (1) 適用基準・規格	器具は、次の規格に適用するほか、本仕様書によるものとする。ただし、重複する場合は本仕様書を優先する。
9 器具の保守 (2)	受注者は、発注者から器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式 5）を作成し、翌月の 10 日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
9 器具の保守 (8)	発注者と受注者の協議において、器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。

令和7年5月29日 公告

「市内一円LED幹線道路照明灯（南北線型外）長期借入」

仕様書の一部に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤
5 器具の承諾 5)	照度計算書（別紙設計条件およびランプ器具）
7 器具の取付範囲 (3)	写真撮影は、照明灯全景、取付前、取付後、点灯の写真撮影（以下、完成写真という。）を全灯数行うこと。点灯写真は取付後写真で点灯が確認できる場合は省略可能とする。また、取付中の写真として器具またはランプ器具取付状況・落下防止ワイヤー取付・結線状況について種別毎をパターンとして、区単位で照明灯形式毎に1箇所以上を撮影し抜粋版として作成すること。なお、器具等返納の際、搬入毎に写真撮影すること。
9 器具の保守 (2)	受注者は、発注者から器具またはランプ器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式5）を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
9 器具の保守 (8)	発注者と受注者の協議において、器具またはランプ器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。

訂正箇所	正
5 器具の承諾 5)	照度計算書（別紙設計条件）
7 器具の取付範囲 (3)	写真撮影は、照明灯全景、取付前、取付後、点灯の写真撮影（以下、完成写真という。）を全灯数行うこと。点灯写真は取付後写真で点灯が確認できる場合は省略可能とする。また、取付中の写真として器具取付状況・落下防止ワイヤー取付・結線状況について種別毎をパターンとして、区単位で照明灯形式毎に1箇所以上を撮影し抜粋版として作成すること。なお、器具等返納の際、搬入毎に写真撮影すること。
9 器具の保守 (2)	受注者は、発注者から器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式5）を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
9 器具の保守 (8)	発注者と受注者の協議において、器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。

設 計 書

担 当 係 長		照 査		設 計	
------------------	---	--------	---	--------	---

年 度	令和7年度	単独				
名称	市内一円LED幹線道路照明灯 (ハイウェイ型) 長期借入					
履行場所	市内一円					
事業種別						
納入期限			設 計	建設局 企画部 工務課 (道路公園設備担当)		
	令和 8年 2月 1日	✓				
	令和 18年 1月 31日	✓	監 督	建設局 企画部 工務課 (道路公園設備担当)		
契約及び設計概要	長期継続契約 (約120箇月) 2,580灯					
設計金額					確 認 印	

市内一円 LED 幹線道路照明灯
(ハイウェイ型)
長期借入

仕様書

令和7年2月

1 総則

本仕様書は、大阪市が発注する「市内一円 LED 幹線道路照明灯（ハイウェイ型）長期借入」で使用する器具の賃貸借契約の契約内容について、必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 借入期間及び借入数量

借入期間 120 か月
令和 8 年 2 月 1 日～令和 18 年 1 月 31 日

全借入数量
計 2,580 灯

3 器具等の仕様

LED 照明灯器具（以下「器具」という。）については、本仕様書を満足する製品であること。

各製品の参考製作会社として、岩崎電気（株）、（株）因幡電機製作所、（株）MARUWA SHOMEI、東芝ライテック（株）、星和電機（株）、（株）GS ユアサ、パナソニック（株）や LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）、道路・トンネル照明機材仕様書、新技術情報提供システム（NETIS）登録等を満たした製品を製作できる会社。

取替える既設の道路照明灯は、建設局道路工事設計標準図集（令和 3 年 3 月）の「5 道路附属施設工」にあるハイウェイ角型、環境型のほか、K S C - 7、美化柱を対象とし、既設高圧ナトリウム灯に相当する器具とする。

取付ける器具の電源装置および自動点滅器は別置型を標準とし、電源装置又は自動点滅器を照明器具内蔵型で取付た場合でも借入構成は別置型と同様とする。なお、一部の美化柱および共架灯器具では、電源装置内蔵および自動点滅器を取付けるアダプタを設置するものとする。また、既設道路照明灯が配電盤で点灯制御としている場合は、自動点滅器は有しないものとする。

内訳

・器具

別紙設計条件 2,580 灯

【内訳】

柱上灯 880 灯

共架灯および美化柱 1,700 灯

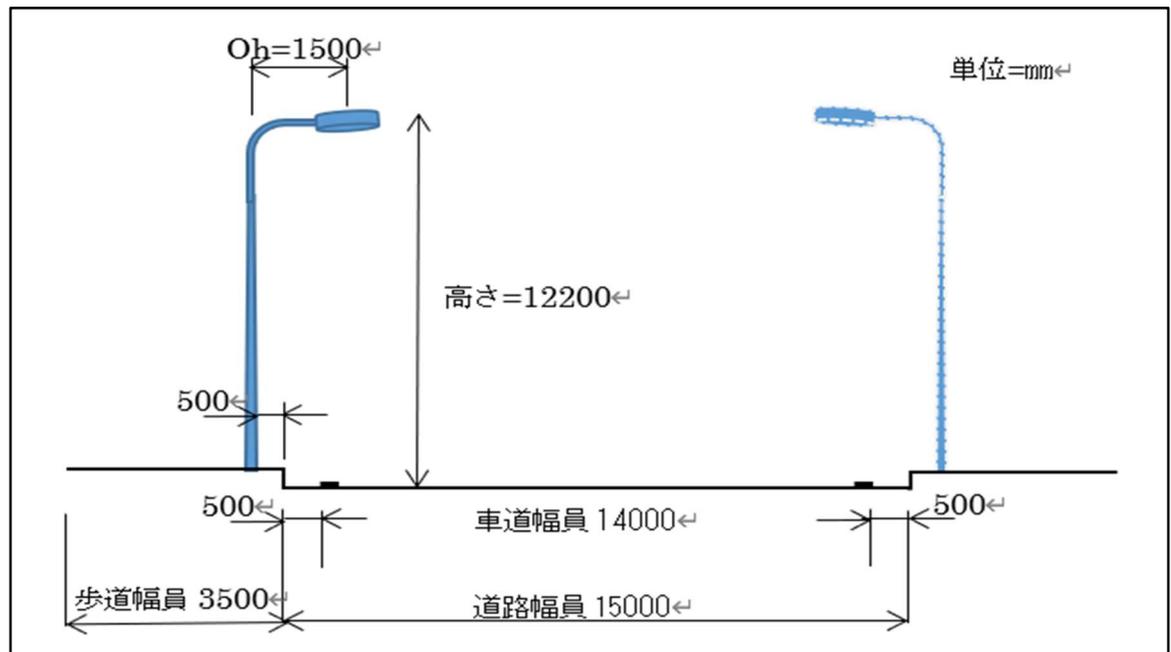
・器具仕様および性能

(1) 適用基準・規格

器具は、次の規格に適用するほか、本仕様書によるものとする。
ただし、重複する場合は本仕様書を優先する。

別紙設計条件器具

項目	道路分類
	幹線道路（片側3車線以上）
取付形式	アーム型又は直線型
取付方法	ポールアダプタ
取付管径	60.5φ - L90~120mm
器具取付角度	5°（20°程度まで可変可能）
保守率	0.7
標準取付高さ	12m
取付間隔（最大）	42m
契約設備容量	140VA以下
電源装置	別置又は器具内蔵型
自動点滅器	別置又は器具内蔵型
NHランプ（参考）	360W
車道平均路面輝度	1cd/m ² 以上
車道総合均斉度	0.4程度
車道車線軸均斉度	0.5程度
電源	100V および200V



別紙設計条件標準道路断面（図は参考とし共架灯の場合も同様とする）

名 称	発 行
道路照明施設設置基準・同解説	(社)日本道路協会
LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省
電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協会
道路・トンネル照明機材仕様書	(一社)建設電気技術協会
電気設備に関する技術基準を定める省令	経済産業省
電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省
照明用ポール強度計算基準(JIL1003)	(一社)日本照明器具工業会
光害対策ガイドライン	環境省
電気用品安全法	

日本産業規格 (JIS)

規格番号	規格名称
JIS C 7612:1985	照度測定方法
JIS C 8105-1:2010	照明器具-第1部:安全性要求事項通則
JIS C 8105-2-3:2011	照明器具-第2-3部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
JIS C 8105-3:2011	照明器具-第3部:性能要求事項通則
JIS C 8105-5:2011	照明器具-第5部:配光測定方法
JIS C 8131:2013	道路照明器具
JIS C 8147-2-13:2008	ランプ制御装置-第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JIS C 8153:2009	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
JIS C 8154:2009	一般照明用LEDモジュール-安全仕様
JIS C 8155:2010	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項
JIS C 8156:2011	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)安全仕様
JIS C 8157:2011	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)性能要求事項
JIS C 8369:2012	光電式自動点滅器(分離型の場合)
JIS C 61000-3-2:2011	電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)
JIS C 61000-4-5:2009	電磁両立性-第4-5部:試験及び測定技術サージイミュニティ試験
JIS Z 8113:1998	照明用語
JIS Z 9111:1988	道路照明基準

4 器具の取付場所

本契約における器具の設置場所は、市内一円（24区）の指定場所とし、各区の位置図および属性一覧表を指定場所図面等として契約後受注者に提示する。

5 器具の承諾

機器は、本仕様書の適用基準・規格を満足する次の提出書類により、承諾したものを納品するものとする。

- 1) 機器製作図
- 2) 機器性能仕様書
- 3) 配光曲線図
- 4) 等照度曲線図
- 5) 照度計算書

6 器具の取付

- (1) 受注者は、器具の取付に関して諸法令を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、器具取付前に施工計画書（実施工程表含む）を作成し、発注者に提出すること。なお、器具取付作業の前週末（開庁日）までに、週間工程表を位置図とともに提出すること。
- (3) 受注者は、別の者に取付を遂行させる場合にあっては、その旨、書面にて発注者に報告すること。様式については受注者の任意様式とする。
- (4) LED 器具の長期借入における道路使用については、道路交通法第 77 条に基づき道路使用許可申請を行い作業すること。なお、借入期間開始日まで不測の対応等を考慮した申請とすること。
- (5) 作業時間については基本、夜間施工とするが、警察の許可条件により昼間施工となる場合も契約金額及び賃貸借期間等の変更対象としない。なお、休日・夜間施工の場合は、休日・夜間施工届出書（様式 1）を作業の 5 日前までに提出すること。
休日とは土・日・祝日及び 12 月 28 日～翌年 1 月 3 日とし、夜間とは閉庁時間（17 時 30 分～9 時）とする。
- (6) 受注者は、既設照明器具等を取り外し借入器具を取付ること。その際の取付金具は器具に付属する金具を使用し取り付けること。また、差込径に合致したアダプタ等を使用した取付も可能とする。
- (7) 既設照明器具に遮光板等による処置が施されている場合には、その形態および方向について本市担当者に報告すること。
- (8) 器具の取付は借入期間開始日の前日までにすべて完了し、借入期間開始日前までに発注者の検査に合格するものとする。また、進捗に併せ作業工程は随時見直しを行い、借入数を満足できるように体制を確保すること。

7 器具の取付範囲

- (1) 受注者は、器具取付にあたり現場を事前確認するとともに、灯柱種別（直線型、アーム型、並びに電源装置や自動点滅器の有無）の使い分けや、借入器具の設置可否、取付方法・取付順序等について、発注者と協議し決定するものとする。
- (2) 受注者は、既存照明器具等を取り外し、取付すること。取付にあたり既設自動点滅器の状態および HID 灯安定器の撤去作業を確実に行うこと。
- (3) 写真撮影は、照明灯全景、取付前、取付後、点灯の写真撮影（以下、完成写真という。）を全灯数行うこと。点灯写真は取付後写真で点灯が確認できる場合は省略可能とする。また、取付中の写真として器具取付状況・落下防止ワイヤー取付・結線状況について種別毎をパターンとして、区単位で照明灯形式毎に 1 箇所以上を撮影し抜粋版として作成すること。なお、器具等返納の際、搬入毎に写真撮影すること。
- (4) 撮影した写真については、電子化（スキャンニングによりデータ化）したものを 4 部作成し、電子媒体として CD-R または DVD に格納し、完成写真として器具毎に分かりやすくフォルダ分けを行い、ウイルスチェックを行ったものを借入期間前に納品すること。その他、詳細については本市担当者の指示によるものとする。
- (5) 既存照明柱にへこみ等がある場合は、へこみ等が判別できる写真を撮影し、本市担当者に報告すること。

- (6) 受注者は、器具の取付にあたっては、既存照明柱と同様に落下防止貫通ボルトを施し堅硬に固定するとともに、全数落下防止ワイヤー等による落下防止処置を施すこと。
- (7) 受注者は、取り外した器具等を本市指定場所に破損しないように返納すること。なお、返納の際はランプ、安定器とそれ以外に分けて返納することとし、現場発生品調書（様式2）により本市担当者に報告すること。
- (8) 器具の取付作業時間帯、交通規制等の安全対策については、所轄警察署との許可によるものとする。所轄警察署との許可については、発注者と協力し行うものとし、交通規制図、迂回経路を作成のうえ発注者の確認を受けたうえで提出すること。
- (9) 受注者は、設置した器具の照明柱などに管理票（様式3）を取付けること。管理票の材質は、賃貸借契約期間中、損傷しないもの、また、年数が経過してもはがれない材質、記載内容が消えることのないものを使用すること。なお、取付位置については本市担当者と協議し、管理番号などの標記に被さることが無いよう注意して取付けること。
- (10) 受注者は、器具取付完了後、管理台帳（様式4）を作成するとともに、本市から提供する電子データ（契約後に提供）を修正し、借入開始日までに発注者に提出すること。
- (11) 受注者は、電力会社に申込み電気使用申込書を作成し、発注者の承諾を得た上で借入期間の開始日までに電力会社に電気設備容量の減設変更手続きを行い、完了すること。
- (12) 借入期間中の電気料金は発注者が負担する。

8 器具の取付検査

発注者は、受注者から提出された完成写真（カラー）、取付中写真（カラー）、管理台帳、位置図面、完成図面、属性一覧修正データ等を確認し、検査するものとする。なお管理台帳の打ち出しは白黒でも可とし、提出部数については1部とする。

9 器具の保守

- (1) 受注者は、器具の取付後から借入期間終了までの間、器具が正常な状態で使用できるように担保すること。
- (2) 受注者は、発注者から器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式5）を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
- (3) 発注者は、提出された保守等報告書の内容により、月毎の履行を確認し、検査するものとする。
- (4) 受注者は、発注者から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、性能等確認書（様式6）により発注者に報告すること。
- (5) 受注者は、点検・補修などについて、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。また補修等における道路使用については、道路交通法第77条に基づくものとし、それに関わる届出等は受注者の責により行うこと。
- (6) 受注者は、器具の不具合を発見又は通報を受けたときは、概ね3日以内に調査、点灯させること。ただし調査の結果、器具交換や補修等に時間を要することと

なる場合は、補修期間等についてその都度発注者と協議し補修期日を別途定めるものとする。

- (7) 受注者は、器具等の補修の際は、取付ボルトの緩みや落下防止ワイヤー等に損傷がないか確認し、異常があれば適切な処置を講ずること。また、補修作業が完了した時は、補修作業完了報告書（様式7）により発注者に報告すること。
- (8) 発注者と受注者の協議において、器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。
- (9) 保守を行うにあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。
- (10) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (11) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (12) 保守以外（器具の取付）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (13) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (14) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を(10)の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 事故等による損傷の対応

- (1) 事故等により、本契約による賃貸借物件を含む施設が一般交通に支障を及ぼしている場合は、発注者がその撤去を行うものとする。
- (2) 前項により発注者が撤去した機器の復旧については、原因者不明の事故による場合を除き、事故当事者との交渉を含めて発注者が行うものとする。ただし、復旧する機器については発注者と受注者が協議するものとする。
- (3) 前項により復旧した物件については、受注者が引き続き管理すること。
- (4) 発注者が管理する施設から起因する器具の損傷は、発注者の責において補修するものとする。
- (5) 上記(1)から(3)までの事故等による損傷の対応については、器具の取付後から借入期間終了までの間において適用される。

11 照明柱等の更新

- (1) 発注者が管理する照明柱等を更新するときは、発注者の責において器具の取外し、取付けを行う。その際の必要となる更新データは発注者より受注者に提供するので受注者にて台帳修正を行うこと。なお、照明柱等の更新、移設に伴い新規に管理銘板を取り付けることがあるので、発注者から指示があれば管理票を支給すること。

- (2) 機器の取り外し、取り付けに必要な情報は、受注者が発注者に提供すること。
- (3) 取り付け後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

1 2 他の道路管理者への移管時の対応

- (1) 発注者は、器具を取付た道路が市町他の道路管理者へ移管される場合、本契約の引継ぎについて移管先の管理者と協議するものとする。
- (2) 発注者は、上記協議の結果によっては、未済額の支払いについて受注者と協議し、契約変更など必要な手続きを行うものとする。

1 3 借入期間終了及び契約解除時

- (1) 借入期間が満了し、またはこの契約が解除されたときは、器具の取り外し、及び本市指定場所への返納は発注者が行うこととし、受注者は本市指定場所に返納された照明器具を、借入期間終了及び契約解除後概ね1か月以内に撤去すること。

1 4 その他

- (1) 応札に際し、契約書および仕様書に記載の内容について疑義が生じた場合は、質問期間内に指定の方法により良く質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。また、施工中に疑義が生じた場合は、発注者に書面を提出し承諾を得ること。
- (2) 契約後、連絡体制表（様式8）、保守体制表（様式9）の提出を行うこと。
- (3) 参考一覧表

照 明 種 別	数量 (灯)	建電協器具形式
60.5φ柱上灯型取付別紙設計条件器具	880	
60.5φ共架灯、美化柱型取付別紙設計条件器具	1,700	
計	2,580	

- 1) 各種別数量(灯)を示しているが器具設置前の事前調査に基づき発注者との協議により数量を確定する
- 2) 器具総数のうち、自動点滅器取付アダプタ数を1,700個見込んでいる

担当

建設局 企画部 工務課 道路公園設備担当

住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

TEL 06-6615-7261

様式1

発注者	
係長	担当者

休日・夜間施工届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

代表者名

印

次の契約件名について、休日・夜間作業を行いたく、休日・夜間施工届を提出します。

記

1 契約件名

2 作業日 令和 年 月 日 ()

3 施工時間 : ~ :

4 作業場所 区

5 作業内容

6 作業理由

7 作業責任者

様式3 管理票<参考>

<p style="text-align: center;">取 付 日</p> <p style="text-align: center;">令 和 年 月</p> <p style="text-align: center;">器 具 取 付 者</p> <p style="text-align: center;">_____</p>	<p style="text-align: center;">□ □ □ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">器具取付者： _____</p>
---	--

※サイズ：縦 60mm×横 40mm または 縦40mm×横150mm 程度とする
 なお□○印の数字等は協議のうえ決定する

※器具取付者名（下線部分）は、器具の賃貸借を担う受注者名とする

※白地に青文字とする（参考）

様式4 管理台帳

市管理番号 (整理番号)	
電力会社 管理番号	
設置路線名	
設置年月日	令和 年 月 日から
設置個所 及び住所	
設置状況写真	
受注者名	

注) 設置状況写真のデータについては、jpg形式とし、本台帳とともに、本市が指定する方法により提出すること。

様式5 保守等報告書（事象発生時）

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

保守等報告書

契約件名 : LED 幹線道路照明灯（〇〇方面管内）長期借入

令和〇〇年〇月〇〇日に締結した上記賃借契約に係る賃借機器について、
令和〇〇年〇月度の保守等作業を報告します。

記

（例1）

令和〇〇年〇月度 保守等作業報告

- ・〇月〇日 管理番号××-×について、初期不良による不点灯により灯具交換
（図面等添付）

（例2）

令和〇〇年〇月度 保守作業等なし

様式6 性能確認報告

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

性能確認報告書

標記の件について下記のとおり報告します。

性能確認指示日	令和 年 月 日
状況確認日	令和 年 月 日
確認結果等	
特記すべき事項	
その他	

様式7 補修作業完了報告

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

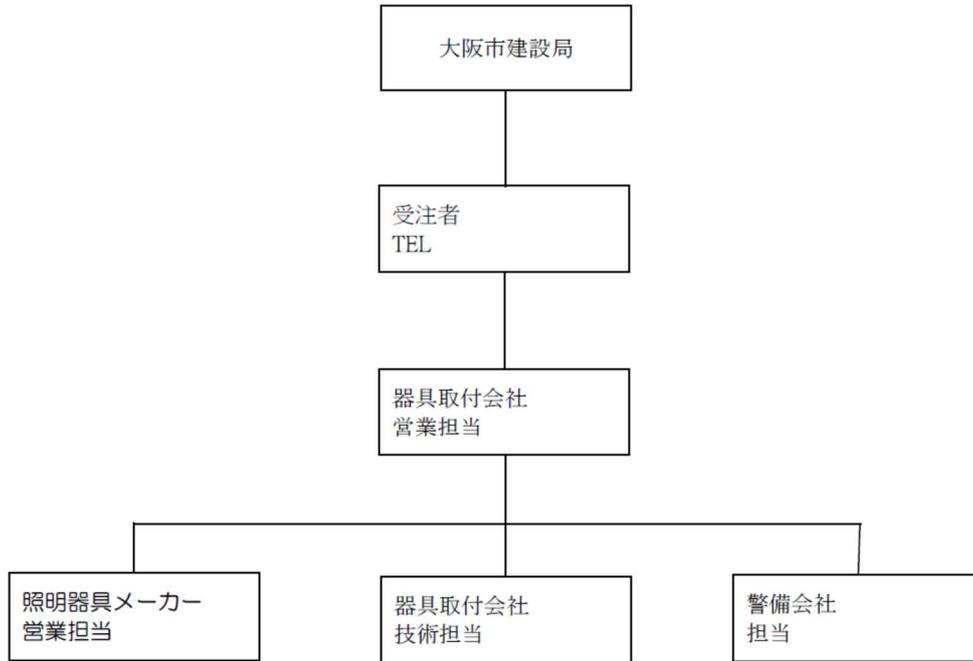
補修作業完了報告書

標記の件について下記のとおり報告します。

補修作業完了日	令和 年 月 日
照明灯管理番号	
故障等内容	
処置状況等	
特記すべき事項	
状態確認	・ 取付ボルトの緩み 無 ・ 有 (例 増し締め実施) ・ 落下防止ワイヤー 異常無 ・ 異常有 (例 素線切れ取替)
その他	

様式 8

連絡体制表



様式 9

保守体制表



本市から提供する電子データについて

既設照明灯属性一覧電子データは本市より提供するので、機器設置完了後、「道路照明灯属性データ一覧表」の修正内容を入力し提出すること。また、データは電子データにて提出とする。(エクセル形式)

<参考資料> 契約後配布する道路照明灯属性データ一覧表

管理項目	データ
照明灯台帳キー	05W010000
照明灯台帳表示キー	→052010000L
管理番号(年度)	05
管理番号(区)	北区
管理番号(識別)	
管理番号(配電盤有無)	無
管理番号(連番)	10
管理番号(枝番)	0
無効フラグ	
所在地(市コード)	大阪市
所在地(区コード)	北区
所在地(町丁目番地)	天満2-8
区名コード	北区
工営所名	野田
名称(路線・橋梁・自転車駐車場等)	
設置場所	道路
灯柱種別	共架灯
ランプ種別(1)	高圧ナトリウム灯直管型 →LED
ランプ種別(ワット数(1))	180 →99
ランプ種別(灯数(1))	1
ランプ種別(2)	
ランプ種別(ワット数(2))	
ランプ種別(灯数(2))	
ランプ種別(3)	
ランプ種別(ワット数(3))	
ランプ種別(灯数(3))	
灯具型式	ハイウェイ型
取付高さ	8
安定器種別	一般高力率 →空白
配電盤番号	
点滅器	
電源電圧	100
点灯状態	
旧管理番号	
関西電力営業所名	九条
日程	01
門標番号	5502080991
契約種別	公衆街路灯A
関西電力引込柱番号	天神線3
取り付け柱番号	NTT 金屋10L1
請負業者名	○電気株式会社
LEDユニット製造メーカー名	→○○株式会社
工事名称	○○○道路照明灯設置工事
完成年月日	平成17年11月30日
製造年月	
リース契約	→有
リース開始年月日	→平成31年10月01日
リース事業者	→受注者名
修理年月日	
最終ランプ取替日	
最終点滅器取替日	
最終安定器取替日	
点検実施年度	
点検判定	
次回点検年度	
備考	
管理番号(工営所)	西北
施設形状フラグ	ナトリウム灯 共架灯 NF180以下 →LED 共架灯 LED100以下
施設管理者区分	建設局
データ作成者	→受注者名
最終更新者	
最終更新日時	2012/03/12 14:05
ユーザコード	6060628
最終更新者	
最終更新日時	
ユーザコード	

提供するデータは1行1列にデータベース化されている。
 網掛け部分を→以降に修正すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

設 計 書

担当係長		照査		設計	
------	---	----	---	----	---

年度	令和7年度	単独				
名称	市内一円LED幹線道路照明灯（南北線型外）長期借入					
履行場所	市内一円					
事業種別						
納入期限			設計	建設局 企画部 工務課（道路公園設備担当）		
	令和8年2月1日			監督	建設局 企画部 工務課（道路公園設備担当）	
	令和18年1月31日					
契約及び設計概要	長期継続契約（約120箇月） 3,775灯					
設計金額					確認 ⑩	

市内一円 LED 幹線道路照明灯
(南北線型外)
長期借入

仕様書

令和7年2月

1 総則

本仕様書は、大阪市が発注する「市内一円 LED 幹線道路照明灯（南北線型外）長期借入」で使用する器具の賃貸借契約の契約内容について、必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 借入期間及び借入数量

借入期間 120 か月
令和8年2月1日～令和18年1月31日

全借入数量
計 3,775 灯

3 器具等の仕様

LED 照明灯器具（以下「器具」という。）については、本仕様書を満足する製品であること。

各製品の参考製作会社として、岩崎電気（株）、（株）因幡電機製作所、（株）MARUWA SHOMEI、東芝ライテック（株）、星和電機（株）、（株）GS ユアサ、パナソニック（株）や LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）、道路・トンネル照明機材仕様書、新技術情報提供システム（NETIS）登録等を満たした製品を製作できる会社。

取替える既設の道路照明灯は、建設局道路工事設計標準図集（令和3年3月）の「5 道路附属施設工」にある南北線用、OK4、OK6、その他美装化形状器具を対象とし、既設高圧ナトリウム灯に相当する器具とする。

取付ける器具の電源装置は別置型を標準とし、照明器具内蔵型で取付た場合でも借入構成は別置型と同様とする。なお、自動点滅器は既設自動点滅器をそのまま使用するため借入構成には含めない。ただし、自動点滅器を内蔵した器具でも自動点滅機能を入、切できるものであれば自動点滅器内蔵の器具でも借入構成は同様とする。

なお、器具全て同一製作会社が望ましいが、難しい場合でも各種別毎は製作会社を統一すること。

内訳

・器具

別紙設計条件	・・・・・・・・・・・・・・・・	1, 370 灯
KCE100-2 相当	・・・・・・・・・・・・・・・・	1, 012 灯
KCE070-2 相当	・・・・・・・・・・・・・・・・	1, 223 灯
KCE050-2 相当	・・・・・・・・・・・・・・・・	170 灯
合 計	・・・・・・・・・・・・・・・・	3, 775 灯

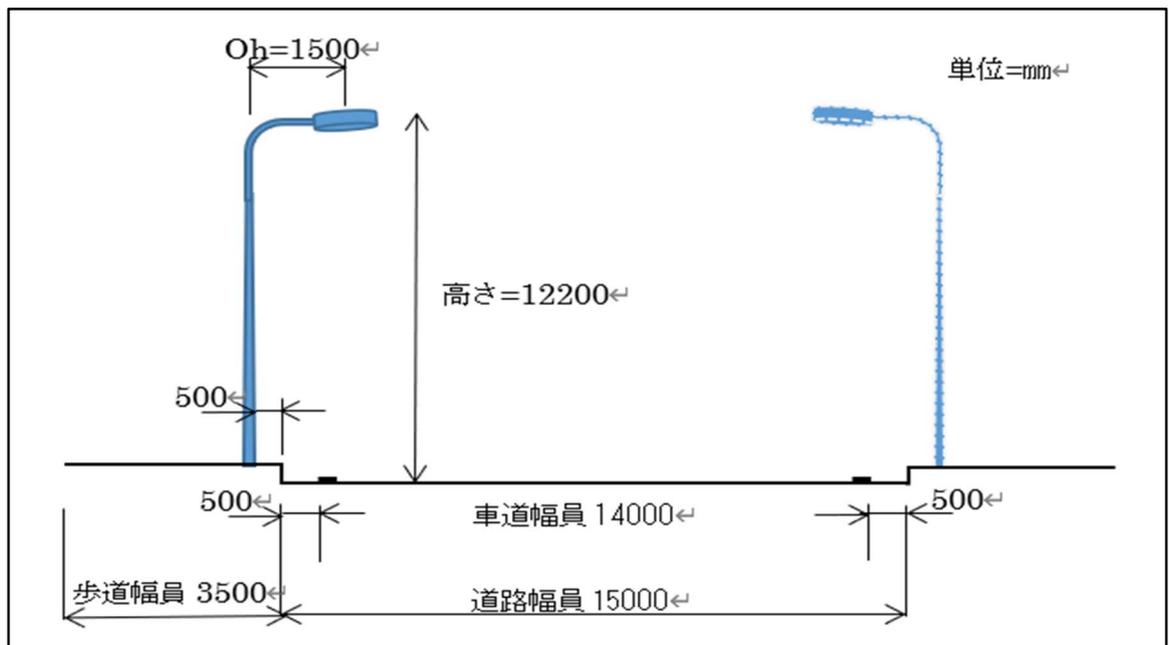
・器具仕様および性能

(1) 適用基準・規格

器具は、次の規格に適用するほか、本仕様書によるものとする。
ただし、重複する場合は本仕様書を優先する。

別紙設計条件器具

項目	道路分類
	幹線道路（片側3車線以上）
取付形式	アーム型又は直線型
取付方法	ポールアダプタ
取付管径	60.5φ - L90~120mm
器具取付角度	5°（20°程度まで可変可能）
保守率	0.7
標準取付高さ	12m
取付間隔（最大）	42m
契約設備容量	140VA以下
電源装置	別置又は器具内蔵型
自動点滅器	別置又は器具内蔵型
NHランプ（参考）	360W
車道平均路面輝度	1cd/m ² 以上
車道総合均斉度	0.4程度
車道車線軸均斉度	0.5程度
電源	100V および200V



別紙設計条件標準道路断面（図は参考とし共架灯の場合も同様とする）

名 称	発 行
道路照明施設設置基準・同解説	(社)日本道路協会
LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省
電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協会
道路・トンネル照明機材仕様書	(一社)建設電気技術協会
電気設備に関する技術基準を定める省令	経済産業省
電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省
照明用ポール強度計算基準(JIL1003)	(一社)日本照明器具工業会
光害対策ガイドライン	環境省
電気用品安全法	

日本産業規格 (JIS)

規格番号	規格名称
JIS C 7612:1985	照度測定方法
JIS C 8105-1:2010	照明器具-第1部:安全性要求事項通則
JIS C 8105-2-3:2011	照明器具-第2-3部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
JIS C 8105-3:2011	照明器具-第3部:性能要求事項通則
JIS C 8105-5:2011	照明器具-第5部:配光測定方法
JIS C 8131:2013	道路照明器具
JIS C 8147-2-13:2008	ランプ制御装置-第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JIS C 8153:2009	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
JIS C 8154:2009	一般照明用LEDモジュール-安全仕様
JIS C 8155:2010	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項
JIS C 8156:2011	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)安全仕様
JIS C 8157:2011	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)性能要求事項
JIS C 8369:2012	光電式自動点滅器(分離型の場合)
JIS C 61000-3-2:2011	電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)
JIS C 61000-4-5:2009	電磁両立性-第4-5部:試験及び測定技術サージイミュニティ試験
JIS Z 8113:1998	照明用語
JIS Z 9111:1988	道路照明基準

4 器具の取付場所

本契約における器具の設置場所は、市内一円（24区）の指定場所とし、各区の位置図および属性一覧表を指定場所図面等として契約後受注者に提示する。

5 器具の承諾

機器は、本仕様書の適用基準・規格を満足する次の提出書類により、承諾したものを納品するものとする。

- 1) 機器製作図
- 2) 機器性能仕様書
- 3) 配光曲線図
- 4) 等照度曲線図
- 5) 照度計算書（別紙設計条件）

6 器具の取付

- (1) 受注者は、器具の取付に関して諸法令を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、器具取付前に施工計画書（実施工程表含む）を作成し、発注者に提出すること。なお、器具取付作業の前週末（開庁日）までに、週間工程表を位置図とともに提出すること。
- (3) 受注者は、別の者に取付を遂行させる場合にあっては、その旨、書面にて発注者に報告すること。様式については受注者の任意様式とする。
- (4) 器具の長期借入における道路使用については、道路交通法第 77 条に基づき道路使用許可申請を行い作業すること。なお、借入期間開始日まで不測の対応等を考慮した申請とすること。
- (5) 作業時間については基本、夜間施工とするが、警察の許可条件により昼間施工となる場合も契約金額及び賃貸借期間等の変更対象としない。なお、休日・夜間施工の場合は、休日・夜間施工届出書（様式 1）を作業の 5 日前までに提出すること。
休日とは土・日・祝日及び 12 月 28 日～翌年 1 月 3 日とし、夜間とは閉庁時間（17 時 30 分～9 時）とする。
- (6) 受注者は、既設照明器具等を取り外し借入器具を取付ること。その際の取付金具は器具に付属する金具を使用し取り付けること。また、差込径に合致したアダプタ等を使用した取付も可能とする。
- (7) 既設照明器具に遮光板等による処置が施されている場合には、その形態および方向について本市担当者に報告すること。
- (8) 器具の取付は借入期間開始日の前日までにすべて完了し、借入期間開始日前までに発注者の検査に合格するものとする。また、進捗に併せ作業工程は随時見直しを行い、借入数を満足できるように体制を確保すること。

7 器具の取付範囲

- (1) 受注者は、器具取付にあたり現場を事前確認するとともに、灯柱種別（直線型、アーム型、並びに電源装置）の使い分けや、借入器具の設置可否、取付方法・取付順序等について、発注者と協議し決定するものとする。
- (2) 受注者は、既存照明器具等を取り外し、取付すること。取付にあたり既設自動点滅器の状態および HID 灯安定器の撤去作業を確実に行うこと。
- (3) 写真撮影は、照明灯全景、取付前、取付後、点灯の写真撮影（以下、完成写真という。）を全灯数行うこと。点灯写真は取付後写真で点灯が確認できる場合は省略可能とする。また、取付中の写真として器具取付状況・落下防止ワイヤー取付・結線状況について種別毎をパターンとして、区単位で照明灯形式毎に 1 箇所以上を撮影し抜粋版として作成すること。なお、器具等返納の際、搬入毎に写真撮影すること。
- (4) 撮影した写真については、電子化（スキャンニングによりデータ化）したものを 4 部作成し、電子媒体として CD-R または DVD に格納し、完成写真として器具毎に分かりやすくフォルダ分けを行い、ウイルスチェックを行ったものを借入期間前に納品すること。その他、詳細については本市担当者の指示によるものとする。
- (5) 既存照明柱にへこみ等がある場合は、へこみ等が判別できる写真を撮影し、本市担当者に報告すること。

- (6) 受注者は、器具の取付にあたっては、既存照明柱と同様に落下防止貫通ボルトを施し堅硬に固定するとともに、全数落下防止ワイヤー等による落下防止処置を施すこと。
- (7) 受注者は、取り外した器具等を本市指定場所に破損しないように返納すること。なお、返納の際はランプ、安定器とそれ以外に分けて返納することとし、現場発生品調書（様式2）により本市担当者に報告すること。
- (8) 器具の取付作業時間帯、交通規制等の安全対策については、所轄警察署との許可によるものとする。所轄警察署との許可については、発注者と協力し行うものとし、交通規制図、迂回経路を作成のうえ発注者の確認を受けたうえで提出すること。
- (9) 受注者は、設置した器具の照明柱などに管理票（様式3）を取付けること。管理票の材質は、賃貸借契約期間中、損傷しないもの、また、年数が経過してもはがれない材質、記載内容が消えることのないものを使用すること。なお、取付位置については本市担当者と協議し、管理番号などの標記に被さることが無いよう注意して取付けること。
- (10) 受注者は、器具取付完了後、管理台帳（様式4）を作成するとともに、本市から提供する電子データ（契約後に提供）を修正し、借入開始日までに発注者に提出すること。
- (11) 受注者は、電力会社に申込み電気使用申込書を作成し、発注者の承諾を得た上で借入期間の開始日までに電力会社に電気設備容量の減設変更手続きを行い、完了すること。
- (12) 借入期間中の電気料金は発注者が負担する。

8 器具の取付検査

発注者は、受注者から提出された完成写真（カラー）、取付中写真（カラー）、管理台帳、位置図面、完成図面、属性一覧修正データ等を確認し、検査するものとする。なお管理台帳の打ち出しは白黒でも可とし、提出部数は1部とする。

9 器具の保守

- (1) 受注者は、器具の取付後から借入期間終了までの間、器具が正常な状態で使用できるように担保すること。
- (2) 受注者は、発注者から器具の不具合等の指示があれば、保守等報告書（様式5）を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日及び祝祭日の場合はその翌日）までに、発注者に提出すること。
- (3) 発注者は、提出された保守等報告書の内容により、月毎の履行を確認し、検査するものとする。
- (4) 受注者は、発注者から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、性能等確認書（様式6）により発注者に報告すること。
- (5) 受注者は、点検・補修などについて、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。また補修等における道路使用については、道路交通法第77条に基づくものとし、それに関わる届出等は受注者の責により行うこと。
- (6) 受注者は、器具の不具合を発見又は通報を受けたときは、概ね3日以内に調査、点灯させること。ただし調査の結果、器具交換や補修等に時間を要することとなる場合は、補修期間等についてその都度発注者と協議し補修期日を別途定め

るものとする。

- (7) 受注者は、器具等の補修の際は、取付ボルトの緩みや落下防止ワイヤー等に損傷がないか確認し、異常があれば適切な処置を講ずること。また、補修作業が完了した時は、補修作業完了報告書（様式7）により発注者に報告すること。
- (8) 発注者と受注者の協議において、器具の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は受注者の責において補修を行うものとする。なお、落雷、原因者不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。
- (9) 保守を行うにあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。
- (10) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (11) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (12) 保守以外（器具の取付）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (13) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (14) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を(10)の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 事故等による損傷の対応

- (1) 事故等により、本契約による賃貸借物件を含む施設が一般交通に支障を及ぼしている場合は、発注者がその撤去を行うものとする。
- (2) 前項により発注者が撤去した機器の復旧については、原因者不明の事故による場合を除き、事故当事者との交渉を含めて発注者が行うものとする。ただし、復旧する機器については発注者と受注者が協議するものとする。
- (3) 前項により復旧した物件については、受注者が引き続き管理すること。
- (4) 発注者が管理する施設から起因する器具の損傷は、発注者の責において補修するものとする。
- (5) 上記(1)から(3)までの事故等による損傷の対応については、器具の取付後から借入期間終了までの間において適用される。

11 照明柱等の更新

- (1) 発注者が管理する照明柱等を更新するときは、発注者の責において器具の取外し、取付けを行う。その際の必要となる更新データは発注者より受注者に提供するので受注者にて台帳修正を行うこと。なお、照明柱等の更新、移設に伴い新規に管理銘板を取り付けることがあるので、発注者から指示があれば管理票を支給すること。

- (2) 機器の取り外し、取り付けに必要な情報は、受注者が発注者に提供すること。
- (3) 取り付け後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

1 2 他の道路管理者への移管時の対応

- (1) 発注者は、器具を取付た道路が市町他の道路管理者へ移管される場合、本契約の引継ぎについて移管先の管理者と協議するものとする。
- (2) 発注者は、上記協議の結果によっては、未済額の支払いについて受注者と協議し、契約変更など必要な手続きを行うものとする。

1 3 借入期間終了及び契約解除時

- (1) 借入期間が満了し、またはこの契約が解除されたときは、器具の取り外し、及び本市指定場所への返納は発注者が行うこととし、受注者は本市指定場所に返納された照明器具を、借入期間終了及び契約解除後概ね1か月以内に撤去すること。

1 4 その他

- (1) 応札に際し、契約書および仕様書に記載の内容について疑義が生じた場合は、質問期間内に指定の方法により良く質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。また、施工中に疑義が生じた場合は、発注者に書面を提出し承諾を得ること。
- (2) 契約後、連絡体制表（様式8）、保守体制表（様式9）の提出を行うこと。
- (3) 参考一覧表

照 明 種 別	数量 (灯)	建電協器具形式
60.5φアーム型取付別紙設計条件器具	1,370	
60.5φアーム型取付器具	1,012	KCE100-2 相当
60.5φアーム型取付器具	1,223	KCE070-2 相当
60.5φアーム型取付器具	170	KCE050-2 相当
計	3,775	

- 1) 各種別数量(灯)を示しているが器具設置前の事前調査に基づき発注者との協議により数量を確定する

担当

建設局 企画部 工務課 道路公園設備担当

住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階

TEL 06-6615-7261

発注者	
係長	担当者

休日・夜間施工届出書

令和 年 月 日

様

受注者

主任技術者
管理技術者
業務責任者

次の委託について、休日・夜間業務を行いたく、休日・夜間業務届を提出します。

記

1 委託名称

2 日 時 令和 年 月 日 ()

3 時 間 : ~ :

4 場 所 区

5 内 容

6 理 由

令和 年 月 日

大阪市建設局

様

受注者 所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

現場発生品調書

業務委託の施工にあたり、現場において次のとおり発生品及び撤去品等があったので、報告します。

記

委託名称：

品 名	品質・形状・寸法	単位	数 量	摘 要

備 考

様式3 管理票<参考>

<p style="text-align: center;">取 付 日</p> <p style="text-align: center;">令 和 年 月</p> <p style="text-align: center;">器 具 取 付 者</p> <p style="text-align: center;">_____</p>	<p style="text-align: center;">□ □ □ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">器具取付者： _____</p>
---	--

※サイズ：縦 60mm×横 40mm または 縦40mm×横150mm 程度とする

なお□○印の数字等は協議のうえ決定する

※器具取付者名（下線部分）は、器具の賃貸借を担う受注者名とする

※白地に青文字とする（参考）

様式4 管理台帳

市管理番号 (整理番号)	
電力会社 管理番号	
設置路線名	
設置年月日	令和 年 月 日から
設置個所図 及び住所	
設置状況写真	
受注者名	

注) 設置状況写真のデータについては、jpg形式とし、本台帳とともに、本市が指定する方法により提出すること。

様式5 保守等報告書（事象発生時）

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

保守等報告書

契約件名 : LED 幹線道路照明灯（〇〇方面管内）長期借入

令和〇〇年〇月〇〇日に締結した上記賃借契約に係る賃借機器について、
令和〇〇年〇月度の保守等作業を報告します。

記

（例1）

令和〇〇年〇月度 保守等作業報告

- ・〇月〇日 管理番号××-×について、初期不良による不点灯により灯具交換
（図面等添付）

（例2）

令和〇〇年〇月度 保守作業等なし

様式6 性能確認報告

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

性能確認報告書

標記の件について下記のとおり報告します。

性能確認指示日	令和 年 月 日
状況確認日	令和 年 月 日
確認結果等	
特記すべき事項	
その他	

様式7 補修作業完了報告

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
受 注 者
代表者名

印

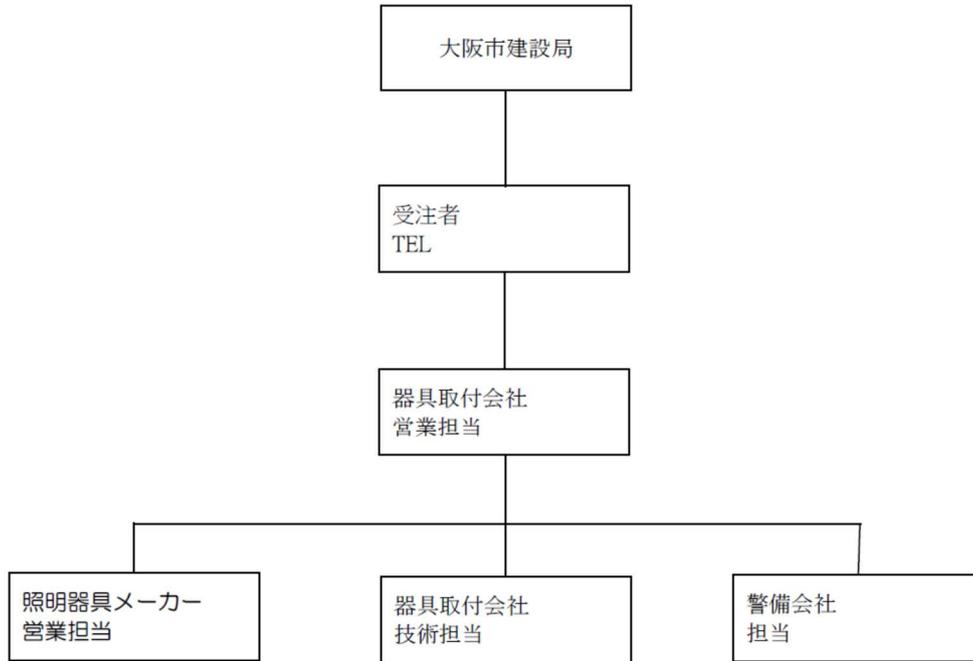
補修作業完了報告書

標記の件について下記のとおり報告します。

補修作業完了日	令和 年 月 日
照明灯管理番号	
故障等内容	
処置状況等	
特記すべき事項	
状態確認	・ 取付ボルトの緩み 無 ・ 有 (例 増し締め実施) ・ 落下防止ワイヤー 異常無 ・ 異常有 (例 素線切れ取替)
その他	

様式 8

連絡体制表



様式 9

保守体制表



本市から提供する電子データについて

既設照明灯属性一覧電子データは本市より提供するので、機器設置完了後、「道路照明灯属性データ一覧表」の修正内容を入力し提出すること。また、データは電子データにて提出とする。(エクセル形式)

<参考資料> 契約後配布する道路照明灯属性データ一覧表

管理項目	データ
照明灯台帳キー	05W010000
照明灯台帳表示キー	→052010000L
管理番号(年度)	05
管理番号(区)	北区
管理番号(識別)	
管理番号(配電盤有無)	無
管理番号(連番)	10
管理番号(枝番)	0
無効フラグ	
所在地(市コード)	大阪市
所在地(区コード)	北区
所在地(町丁目番地)	天満2-8
区名コード	北区
工営所名	野田
名称(路線・橋梁・自転車駐車場等)	
設置場所	道路
灯柱種別	共架灯
ランプ種別(1)	高圧ナトリウム灯直管型 →LED
ランプ種別(ワット数(1))	180 →99
ランプ種別(灯数(1))	1
ランプ種別(2)	
ランプ種別(ワット数(2))	
ランプ種別(灯数(2))	
ランプ種別(3)	
ランプ種別(ワット数(3))	
ランプ種別(灯数(3))	
灯具型式	ハイウェイ型
取付高さ	8
安定器種別	一般高力率 →空白
配電盤番号	
点滅器	
電源電圧	100
点灯状態	
旧管理番号	
関西電力営業所名	九条
日程	01
門標番号	5502080991
契約種別	公衆街路灯A
関西電力引込柱番号	天神線3
取り付け柱番号	NTT 金屋10L1
請負業者名	○電気株式会社
LEDユニット製造メーカー名	→○○株式会社
工事名称	○○○道路照明灯設置工事
完成年月日	平成17年11月30日
製造年月	
リース契約	→有
リース開始年月日	→平成31年10月01日
リース事業者	→受注者名
修理年月日	
最終ランプ取替日	
最終点滅器取替日	
最終安定器取替日	
点検実施年度	
点検判定	
次回点検年度	
備考	
管理番号(工営所)	西北
施設形状フラグ	ナトリウム灯 共架灯 NF180以下 →LED 共架灯 LED100以下
施設管理者区分	建設局
データ作成者	→受注者名
最終更新者	
最終更新日時	2012/03/12 14:05
ユーザコード	6060628
最終更新者	
最終更新日時	
ユーザコード	

提供するデータは1行1列にデータベース化されている。
 網掛け部分を→以降に修正すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。